

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

深谷市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北部畑地域

(1) 現況

本地域は、利根川の豊かな水と肥沃な土壌を利用した畑作が盛んな地域で、「深谷ねぎ」「ブロッコリー」の主要生産地となっている。今後の安定した営農や多面的機能の維持・発揮を図るには、農用地や用排水路の適切な管理が必要であり、共同活動による地域の管理体制を維持、発展させることが必要となっている。併せて、優良な農地を維持するための環境にやさしい農業の推進が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 北部水田地域

(1) 現況

本地域は、江戸時代から備前渠用水路をはじめとする用排水路の整備や大規模な農地整備が行われてきた水田地帯である。今日では、米麦を中心とした効率的な営農が営まれている。今後の安定した営農や多面的機能の維持・発揮を図るには、農用地や用排水路の適切な管理が必要であり、共同活動による地域の管理体制を維持、発展させることが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 中央・西部地域

(1) 現況

本地域は、櫛挽地区の防風林など美しい田園風景がみられる地域である。関東ローム層に覆われた土地を利用した畑作が盛んな地域で、「ブロッコリー」「スイートコーン」「深谷ねぎ」の生産が盛んである。今後の安定した営農や多面的機能の維持・発揮を図るには、農用地や用排水路の適切な管理が必要であり、共同活動による地域の管理体制を維持、発展させることが必要となっている。併せて、美しい

景観の維持に配慮した環境にやさしい農業の推進が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 南部地域

(1) 現況

本地域は、野菜、花き・植木、米の生産が主体となっている地域である。なかでも「チューリップ」「ユリ」などの切り花、「シャコバサボテン」等の鉢物の生産が盛んである。西部には「鐘撞堂山ふるさとの森」があり、豊かな自然に恵まれている。今後の安定した営農や多面的機能の維持・発揮を図るには、農用地や用排水路の適切な管理が必要であり、共同活動による地域の管理体制を維持、発展させることが必要となっている。併せて、豊かな自然に配慮した環境にやさしい農業の推進が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 南部荒川地域

(1) 現況

本地域は、荒川沿いの水田畑、果樹園が混在する地域である。今後の安定した営農や多面的機能の維持・発揮を図るには、農用地や用排水路の適切な管理が必要であり、共同活動による地域の管理体制を維持、発展させることが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北部畑地域	法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業
②	北部水田地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	中央・西部地域	法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業
④	南部地域	法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業
⑤	南部荒川地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし。